

## 令和6年度事業計画

### 1. はじめに

令和5年版高齢社会白書によると、令和4年10月1日現在、我が国の総人口は約1億2,495万人で前年から約55万人減少しました。一方、65歳以上人口は令和7年には3,653万人に達すると見込まれており、その増加傾向は令和25年に3,953万人でピークを迎え、その後減少に転じると推計されています。

さて、社会全体のデジタル化が進められる中、事務処理の効率化等を図りデジタル技術の活用を推進するため、会員向けのスマホ活用及びパソコン講習等を実施していく必要に迫られています。

同時に、人口減少・超高齢社会時代を迎え、働き方の多様化の進展に備えるため、新たにフリーランス保護新法が施行されると、就業の内容や完成の時期等を明示した契約内容を書面や電子データで交付することが義務化され、発注者・会員・センターの果たす役割や責務の明確化が求められることとなり、契約方法等の見直しが必要となります。この契約方法等の見直しは、これまでのシルバー人材センター事業の在り方を根本から変えることとなります。

また、契約方法の見直しにより、事業実績等の数値目標が設定困難になることから、次期中期計画の策定はその後とし、今年度は全国シルバー人材センター事業協会が新型コロナウイルス感染症により影響を受けて新たに修正した目標会員数1,219人を目標とします。

以上を鑑み、次に掲げる計画を実行します。

### 2. 事業実施計画

#### (1) 公益目的事業の推進

##### ① 就業分野と会員の拡大

ア、山口県シルバー人材センター連合会が実施する高齢者活躍人材確保育成事業での一般高齢者を対象とした講習会や就業体験事業に協力し、就業分野と会員の拡大を図ります。

イ、地域からの信頼に応えるために、会員一人ひとりが公益法人の一員であることを自覚し、マナーを守って責任のある行動をします。

ウ、全国シルバー人材センター事業協会が見直した新しい100万人会員を目指して、「会員ひとりが一人を勧誘」をテーマに全員で取り組みます。

エ、毎月、事業説明・入会手続会を実施し、入会意欲を高めるために求人中の仕事情報を紹介します。

オ、女性会員を増やすための「女性限定セミナー」は、女性委員会で検討のうえで実施します。

カ、引き続きお客様満足度調査を実施し、センターのサービス向上に活かします。

##### ② 普及啓発活動とボランティア活動

ア、全国シルバー人材センター普及啓発月間（10月）に合わせて、感染症対策を講

じたうえで普及啓発活動を実施します。

イ、市報「やまぐち」等に事業説明・入会手続会や各種講習等の募集記事を掲載依頼します。

ウ、公益目的事業を推進するため、広報紙「すこやか」を年2回発行します。

エ、リーフレットは捨てられない物を目指して最新情報の掲載を心掛けます。

オ、講習会等を開催する場合は、プレスリリースによってマスコミに情報提供し、メディアによる報道に努めます。

カ、ホームページは各種の最新情報を発信します。

キ、地区会による自主的な普及啓発活動とボランティア活動の実施を奨励します。

## (2) 会員研修と技能講習会の実施

### ① 会員研修の実施

ア、公益法人としてコンプライアンスを推進するため、「新入会員必修研修」を実施して会員としての意識付けを図ります。

イ、地区会は、地区の自主性により会員の親睦を図ることを目的として開催を奨励します。

### ② 技能講習会の実施

公益目的事業の推進と技能等の習得を目指して、会員と一般高齢者を対象とした講習会及び会員のスキルアップを図ることを目的として実施します。

## (3) 安全・適正就業の推進

① 事故防止のため、剪定班や草刈班、及び一般軽作業グループでは技能講習を兼ねた安全就業集会を実施します。

② 安全・適正就業委員会等による安全パトロールを3回実施します。

③ 安全・適正就業基準に沿った就業を推進し、剪定班や草刈班ではチェックシートによる安全点検を実施します。

④ 事故が発生した場合は現場調査等を行い、原因究明や再発防止策を講じるとともに、違反者には安全・適正就業基準指導要綱に沿って指導します。

⑤ 適正就業ガイドラインに沿って適正就業を推進します。

⑥ 会員就業規約及び就業基準要綱等に沿ったローテーション就業及び分かち合い就業に努めます。

⑦ 「安全就業便り」等で安全就業や交通安全の呼びかけ及び、市の特定健康診査の受診や健康管理を呼びかけます。

## (4) 収支相償とガバナンス及び関係機関との連携

### ① 収支相償とガバナンス

ア、公益法人として義務付けられている関係書類等を山口県知事に提出するとともに、収支相償に適合した財政運営を行います。

イ、法令及び定款に沿った運営を行い、総会や理事会の運営についてもガバナンスを徹底します。

## ② 関係機関との連携

ア、行政及び議会には引き続き事業の支援を要請します。

イ、本部事務所の移転については、引き続き山口市と検討協議を進めます。

ウ、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（A-②）の拡大に向けて、山口市地域包括支援センターと連携して会員確保に努めます。

## (5) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の実施

人手不足分野及び介護、育児等の現役で働く世代を支える分野での就業を促進するために、派遣事業や民間事業所等からの受注拡大に努めます。

## (6) 入会相談、情報の提供

① 入会を希望する高齢者に対しては、事業説明・入会手続会でセンターの内容等を説明して入会促進に努めるとともに、リーフレット等を活用してセンター事業の内容を説明します。

② メディア等への情報提供により、当センターが行う公益目的事業の周知に努めるとともに、問い合わせや事務局に就業等の相談に来られた高齢者に対しては、センター等の情報を提供します。

## (7) デジタル化への取り組み

### ① 契約方法等の見直しへの対応

フリーランス保護新法に対応するために国が定めた契約方法等の見直しについて、発注者とセンター、センターと会員の間でデジタルによる契約や見積等が不可欠であることからデジタル化への取り組みを始めます。

### ② デジタル活用推進事業への取り組み

過去2年、当センターは、総務省のデジタル活用支援推進事業地域連携型の採択団体を選定され、地域交流センター等でスマートフォンを利用した講座を実施しました。今年度も引き続き採択団体となるよう応募するとともに、山口市デジタル推進課と連携して地域交流センター等でのデジタル推進事業を実施します。